

令和7年度全国薬務関係主管課長会議
説明資料

厚生労働省

医政局医薬産業振興・医療情報企画課

目次（説明事項）

（医薬産業振興・医療情報企画課）

1. 医薬品・医療機器産業の振興について	1
2. 医療用医薬品の安定供給確保について	4
3. 医療用医薬品・医療機器の流通改善について	6
4. 後発医薬品の使用促進について	8
5. 薬価調査及び特定保険医療材料価格調査について	9
6. 薬事工業生産動態統計調査について	10
7. 災害等の発生に備えた医薬品等の供給、管理等について	11
8. 個人防護具の備蓄等について	12

1. 医薬品・医療機器産業の振興について

現状等

- 医薬品・医療機器産業は、国民の保健医療水準の向上に資するだけでなく、高付加価値・知識集約型産業であり、資源の乏しい日本にとって、経済成長を担う重要な産業として大きく期待されている。

【創薬力の強化】

- 世界ではベンチャー企業が医薬品開発の主流となってきている中、我が国でもアカデミア、スタートアップ、VC、製薬企業、政府等が相互に協力して創薬に取り組むエコシステムを構築することが必要。
- 令和7年6月には「創薬力向上のための官民協議会」を開催し、総理出席の下、創薬エコシステム育成施策の方針・課題・改善策等について官民で議論を行った。同年9月からはワーキンググループを設け、薬価を中心により具体的な議論を行い、11月には「議論の整理」をとりまとめ、中医協にも報告を行った。
- また、官民連携で創薬基盤・インフラの強化をするため、令和7年通常国会で成立した薬機法等一部改正法に基づき「革新的医薬品等実用化支援基金」を新設することとし、基金造成に必要な予算を令和7年度補正予算に計上した。
- 政府全体でも創薬力の強化は重要な課題だと認識しており、令和7年11月に新設された「日本成長戦略会議」において、「創薬・先端医療」が戦略分野の1つとして位置づけられた。今年夏頃の成長戦略のとりまとめに向けて、官民連携での危機管理投資・成長投資の促進についてワーキンググループで議論を深めていく。

【イノベーションボックス税制】

- 令和6年度税制改正大綱に基づき、企業のイノベーションを促進するため、企業が国内で自ら研究開発を行った特許権又はAI分野のソフトウェアに係る著作権について、当該知的財産の国内への譲渡所得又は国内外からのライセンス所得に対して、30%の所得控除を認める制度を設けることとした。

【研究開発税制】

- 令和8年度税制改正大綱に基づき、企業の研究開発投資を促進するため、計画認定

制度に基づき、我が国の戦略技術領域について研究開発を促進する「戦略技術領域型（控除率40%）」等を創設する。また、研究開発投資をより促し、足元の物価上昇への対応なども含めた見直しを行った上で、控除上限の上乗せ措置等の期限を3年間延長する。

【セルフメディケーション税制】

- 令和8年度税制改正大綱に基づき、令和9年1月からスイッチOTC医薬品の適用期限は撤廃され、それ以外の医薬品の適用期限は令和13年まで5年間延長する。また、対象医薬品の見直しについては、非スイッチOTC医薬品のうち、消化器用薬、生薬を有効成分として含有する鎮咳去痰薬、さらにOTC検査薬、薬局製造販売医薬品を追加。一方で痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品を除外する。

【医療機器産業の振興】

- 医療機器については、臨床現場での使用を通じて製品の改良・改善が絶えず行われる等の特性を有していることを十分に踏まえて、臨床研究や承認審査に関する体制及び制度を整備していくことが重要である。

政府全体では、第3期「健康・医療戦略」において、「医療機器・ヘルスケアプロジェクト」として、AI・IoT技術、計測技術、ロボティクス技術等を融合的に活用し、診断・治療の高度化や、予防・QOL向上に資する医療機器・ヘルスケアに関する研究開発を進めている。

厚生労働省としても、「優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業」において各医療機関ならではの特色を活かしながら医療機器創出に係る人材育成・リスクリリング、スタートアップ企業の伴走支援を行うとともに、海外ネットワークの強化や医療機関と連携して臨床上の有用性を実証できる「オープンイノベーションハブ拠点」を新たに設けるなど、優れた医療機器の創出のための取組を行っている。これらの取組に加え、今後、戦略的に推進すべき領域を定め、医療機器創出の実証基盤を整備する等、医療機器産業振興拠点の更なる充実・強化に取り組んでいく。

- 令和4年5月、「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及のための基本計画」を改定した。

第2期基本計画では、当時の医療情勢を踏まえ、プログラム医療機器の研究開発の促進、医療機器の安定供給などの観点を取り入れた計画が策定されたところ、昨今の情勢を踏まえて、現在、第3期基本計画の策定に向けて有識者検討会での議論を進めている。第3期基本計画においては、中長期的な視点から新たに将来像やKGIを設定

することに加え、「世界の医療を担う強固な医療機器産業基盤の確立」という産業振興を主眼とする新たな基本方針を加える方向性が示されている。

【医療系ベンチャーの育成支援】

- 医療系ベンチャーを育てる好循環（ベンチャーのエコシステム）の確立に向け、体制の整備や予算等の措置を行い、医療系ベンチャーを支援するための取組を進めている。
- 医療系ベンチャー・アカデミアに対するワンストップ相談窓口「MEDISO」を通じて、法規制対応、知財、事業計画、海外展開等、医療系ベンチャーがシーズの実用化に向けた各段階で抱える課題への相談対応や、事業戦略の策定、ハンズオン支援を実施する人材交流事業、セミナー等にて情報発信を行う等、医療系ベンチャーの更なる振興を図るための総合的な支援に取り組んでいる。
- 令和7年度からは、海外エコシステムとの接続強化のための海外でのイベント開催、国内外の創薬クラスター間の連携・交流の促進、医療系ベンチャーのワンストップ窓口として各種支援機関や支援プログラムの情報を一元管理し情報発信する等、ベンチャー支援施策の強化・拡充を図るため、予算を増額するとともに、3年にわたる国庫債務負担行為を要求して、途切れのない支援を実施している。
- また、医療系ベンチャーと大手企業やVC等の支援機関とのビジネスマッチングを促進するためのイベントである「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット2025」を令和7年10月に開催したところであり、本年も同時期に開催する予定である。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 今後とも国際競争力のある医薬品・医療機器産業の振興に向けて、施策の着実な推進を図っていくこととしているので、都道府県においても、必要に応じてご協力をお願いする。
- セルフメディケーション税制の利便性向上や国民への普及啓発の取り組みについて、これまでにもご協力頂いているところ、制度の恒久化等に伴い、一層の周知広報を進めるため、今後、都道府県管内の製造販売業者、薬局、店舗販売業等への通知について、ご協力をお願いしたいと考えている。

- また、医療系ベンチャーの振興については、従来より経済産業省や文部科学省などの国の機関のほか、地方公共団体の商工担当部局や地域振興担当部局等において、取組が進められているところである。

都道府県薬務主管課においても、医療系ベンチャーの更なる振興に向けて、関係部局との連携を図りながら、引き続き積極的な対応をお願いする。なお、個別の企業からの相談があった場合には、MEDISO の積極的な活用をお願いしたい。

※MEDISO の連絡先（令和7年度委託事業）

医療系ベンチャー・トータルサポート事業事務局 (<https://mediso.mhlw.go.jp/>)

株式会社三菱総合研究所

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町2-3-11 日本橋ライフサイエンスビルディング 4階

TEL：03-3548-0380 FAX：03-3548-0381

E-mail：mediso@ml.mri.co.jp

創薬力の強化	担当者名	福嶋係長（内線 4996）
イノベーションボックス税制	担当者名	竹崎係長（内線 2527）
研究開発税制	担当者名	竹崎係長（内線 2527）
セルフメディケーション税制	担当者名	井上室長補佐（内線 4149）
医療機器産業の振興	担当者名	瀧室長補佐（内線 4112）
医療系ベンチャーの育成支援	担当者名	黒岩専門官（内線 2657）

2. 医療用医薬品の安定供給確保について

現状等

- 後発医薬品産業においては、少量多品目生産により非効率な製造が行われるなどといった構造的課題がある中で、
- ・後発医薬品メーカーの薬機法違反を契機とした供給量の低下や、
 - ・感染症の拡大等による需要の増加も相まって、
- 現下の医薬品の供給不足の事態が生じていると認識している。
- これにより、患者の皆様を始め、処方する医師、薬剤師、また、卸売業者の皆様には、他の医薬品への変更等の調整への対応にご苦勞をおかけしている状況であると承知している。

- こうした状況を受け、これまでに製薬企業に対する増産の要請や増産体制整備への補助等の取組を行ってきたところであるが、令和7年5月には、医療用医薬品等の安定供給体制の強化等を図るため、薬機法等の一部改正を実施した。①供給状況報告等の法令への位置づけ・供給不安時の報告徴収・安定供給の協力要請、②供給確保医薬品の指定、③電子処方箋管理サービスの調剤データを活用した需給モニタリングの規定については、令和7年11月に施行されたところであり、今後、これらの規定も活用し、引き続き安定供給体制の整備に努めていく。なお、製造販売業者の安定供給体制の整備の義務付け（供給体制管理責任者の設置、供給体制確保の遵守事項等）についても、当該一部改正法に盛り込んでいるが、当該規定の施行は、公布から2年以内となっており、現時点では未施行である。

- 上述の供給状況報告については、現在、情報システムの構築を行っている。当該システムの稼働は令和8年度を予定しているが、当該システムの稼働により、国・製薬企業の作業負担を軽減しつつ、供給状況の解析結果を用いた合理的な供給対策を行うとともに、医療機関等における医薬品の選定・入手の効率化等を図ることが可能となると考えている。

- また、当該一部改正法においては、後発医薬品の産業構造上の課題である、少量多品目の非効率な生産体制の解消に向けて、後発医薬品製造基盤整備基金（5年）の造成も盛り込んだところである。令和7年度補正予算において、まずは、3か年の後発医薬品企業間の品目統合等の推進に必要となる予算の確保を行ったところであり、今後は、当該基金も活用し、後発医薬品の産業構造改革を推進することで、後発医薬品の安定供給の確保を進めていく。

- 新型コロナウイルス抗原検査キット（インフルエンザとの同時検査キットを含む）の安定的な供給にむけ、検査キットのメーカー在庫、メーカー在庫に余裕のある製品の大手医薬品卸売業者における取扱状況を厚生労働省ホームページ（※）に掲載している。
医療機関、薬局等に対して、
 - ・ 特定の製品に発注が集中し当該製品が入手困難となった場合には、メーカー在庫に余裕のある製品の発注
 - ・ 日頃取引のある卸売業者からの購入が困難になった場合には、厚労省ホームページに掲載されている、在庫に余裕のある製品を取り扱う卸業者からの購入等について検討いただくよう、依頼している。

(※) <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001584499.pdf>

(薬事承認された検査キットのうち、製造販売業者から同意の得られたものについて掲載)

- 医療用解熱鎮痛薬やせき止め等の安定供給については、2025-2026シーズンのインフルエンザ等の流行に備えるため、令和7年11月及び12月に、製薬メーカーに対して増産や在庫の放出などを要請したところであり、この結果、昨年同時期以上の出荷量を確保するとともに、必要な患者に必要な医薬品が広く行き渡るよう、医療機関・薬局に過剰な発注を控えることの要請等も実施した。

また、令和7年度補正予算において、製薬メーカーにおいて、さらなる増産や在庫量の積み増しへの投資を行っていただくため、緊急的な補助事業を設けている。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 都道府県においては、引き続き管内製造販売企業に対し、医療用医薬品の安定供給についての指導について、ご協力をお願いしたい。
- 令和7年5月の薬機法等の一部改正法の関係では、公布後2年以内施行となっている、製薬企業における安定供給確保に向けた体制整備については、都道府県において、製造販売業の許可更新の際に、他の確認事項と併せて、①「供給体制管理責任者」が設置されているか、②供給体制の管理のための遵守事項（安定供給のための手順書の整備等）を遵守しているかを確認いただくことを想定している。詳細は今後省令や通知等でお示ししたい。また、その具体的な運用に当たっては医薬局 監視指導・麻薬対策課や安全対策課の主導のもと対応していくことを検討しているところ、都道府県におかれても御協力をお願いしたい。
- また、「医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口」を開設しているので、管下の医療機関・薬局で、医療用解熱鎮痛薬やせき止め等の不足が発生した場合には、これを利用いただくように、引き続き管下の医療機関・薬局に周知いただきたい。

担当者名 樋口主査（内線 4471）

担当者名 藪田医薬品等管理係長（内線 4472）

担当者名 瀧室長補佐（内線 4112）

3. 医療用医薬品・医療機器の流通改善について

現状等

- 医療用医薬品の流通については、自由かつ公正な競争の確保とともに、公的医療保険制度下における取引の透明性・公正性を図る観点から、一次売差マイナス、未妥結・仮納入、頻回な価格交渉、総価取引及び取引条件等を考慮しない過大な値引き交渉などの課題の改善に向け、平成30年1月に国が策定した「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（流通改善ガイドライン）に基づく取組を流通関係者間で進めているところである。
- 令和7年5月に、品質の確保された医薬品の国民への迅速かつ適切な提供を図るため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）が公布され、製造販売業者における出荷停止等の届出義務や供給不足を未然に防止するための措置に関する指示等、医療用医薬品の安定供給の確保のための規定が整備された。また、昨今の物価上昇等により医療用医薬品の安定供給に必要な流通コストが上昇していると言った流通を取り巻く環境変化に対して、流通関係者が一体となって将来にわたり流通機能の安定性を確保することを目的として、上記流通改善ガイドラインの改訂（※）を年度内に予定している。

（※）主な改訂内容

- ・ メーカーは、仕切価の設定にあたって、安定的な製造販売及び供給に必要なコストの実情も考慮することとし、その際、取引先の卸売業者から保険医療機関・薬局との取引における医薬品の供給活動の実情に関する情報を収集するように努め、卸売業者は現場の状況について必要に応じ取引先のメーカーに共有するよう努めることとしたこと。
 - ・ 別枠品と整理している「安定確保医薬品（カテゴリーA）」を「重要供給確保医薬品」としたこと。
 - ・ 「不採算品再算定品」の別枠品とされる期間を、その適用を受けてから2年とし、それを経過した品目は革新的新薬薬価維持制度の対象品と同じ整理としたこと。
- 医薬品卸売販売業者においては、医療保険制度下において継続して医薬品を安定的に供給することや上昇している流通コスト等の適正化に資するさらなる流通業務の改善・効率化を図ることが求められており、安定供給の維持・強靱化に向けた取組を行う医薬品卸売販売業者を支援するため、約63億円を令和7年度補正予算に措置したところ。なお、本予算は国からの直接執行を予定している。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 都道府県においては、引き続き、所管部局とも連携して、所管する医療機関・薬局に対して、流通改善ガイドラインの趣旨等を徹底いただくとともに、医療機関・薬局から相談があった場合にはご対応いただくなど、流通改善に向けた取組への働きかけをお願いするとともに、管区内の市区町村に対しても流通改善ガイドラインの周知を図っていただくようお願いする。

担当者名 木本流通指導官（内線2598）

担当者名 大胡田流通指導官（内線2536）

4. 後発医薬品の使用促進について

現状等

- 後発医薬品の使用促進については、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものであり、極めて重要な施策である。
- 現状、後発医薬品の使用促進に向けては、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、数量シェアの主目標（※1）とともに、後発医薬品の使用による医療費の適正化を不断に進めていく観点から、副次目標として、新たに後発医薬品の金額シェアに係る副次目標（※2）とともに、バイオ後続品（バイオシミラー）に係る副次目標（※3）が設定されているところであり、この目標設定を踏まえ、「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」（令和6年9月30日）として改訂するとともに、ロードマップの別添として、「バイオ後続品の使用促進のための取組方針」（令和6年9月30日）を策定し、関係者において様々な取り組みが進められている。
 - ※1 後発医薬品の数量シェアを2029年度末までに全ての都道府県で80%以上
 - ※2 後発医薬品の金額シェアを2029年度末までに65%以上
 - ※3 2029年度末までに、バイオシミラーが80%以上を占める成分数が全体の成分数の60%以上
- その結果、医薬品価格調査（薬価本調査：2025年（令和7年9月））の速報値では、後発医薬品の数量シェアについては、88.8%、金額シェアについては68.7%となっている。
- 一方で、後発医薬品製造販売業者の品質問題に端を発する供給不安が依然として続いており、医療機関や患者の後発医薬品に対する不安や不信が生じている状況にある

ことから、まずは後発医薬品への信頼回復・安定供給が重要である。

- 数値目標は、後発医薬品の安定供給にも影響を与えうることから、主目標である都道府県別の数値目標の達成状況についてはNDBデータを見て判断するとともに、医薬品の安定供給の見通し等も踏まえた上で、数値目標の引き上げの必要性について検討したいと考えている。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 都道府県におかれましては、ロードマップにおいて都道府県協議会を中心とした後発医薬品の使用促進を図ることとされており、また、取組方針においても、都道府県後発医薬品使用促進協議会においてバイオ後続品の使用促進を取り上げることとしているため、引き続き地域の実状に応じた使用促進に向けた取組を進めていただくようお願いする。
- その際、地域の医師会や薬剤師会等との連携に加え、医療費適正化に関わる関係者との連携も重要となるため、都道府県協議会と保険者協議会を合同で開催するなど関係者の連携をお願いする。
- 令和8年度予算案においては、バイオ後続品を含む後発医薬品について、「後発医薬品の使用促進のための協議会」（都道府県協議会）の運営などに関する事業を実施するとともに、各地域における個別の問題点の調査・分析などを行うための経費を引き続き計上している。

※ 都道府県協議会等の都道府県向け委託費

令和7年度予算 183百万円 → 令和8年度予算案 183百万円

担当者名 古江後発医薬品使用促進専門官（内線 8463）

担当者名 松下専門官（内線 2657）

5. 薬価調査及び特定保険医療材料価格調査について

現状等

- 薬価調査については、薬価の市場実勢価を把握するため、これまで2年に1回の頻度で実施してきたところ、過去の累次の決定事項に基づき、毎年薬価調査を実施して

いる。

令和7年度においては、従来の本調査と同規模で調査を実施した。中間年に当たる令和6年度においては、令和2年度及び令和4年度の薬価調査と同様に、中医協における調査計画についての審議結果を踏まえ、販売側S調査については、従来の全数調査ではなく、3分の2（67%）の抽出率の抽出調査とし、購入側についても従来の半分の規模で実施するなど一定の負担軽減を図った上で、薬価調査を実施した。

令和8年度薬価制度改革の骨子において、「大臣折衝事項」（令和7年12月24日厚生労働省）に基づき、令和9年度薬価改定を着実に実施するとされたことをふまえ、令和8年度においても、所要の対応が見込まれる。

- 特定保険医療材料価格調査については、薬価調査と同様に市場実勢価格を把握するために2年に1回実施している。なお、平成29年11月24日の中央社会保険医療協議会保険医療材料専門部会において、毎年価格調査及びその結果に基づく価格改定については、薬価制度の動向をみつつ、引き続き検討することとなっている。
- なお、上記の薬価調査及び特定保険医療材料価格調査については、平成29年度の調査から都道府県を経由せず、直接国が調査を実施することに変更となっている。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 本年も、他計調査及び客体精密化調査を実施するため、引き続きご協力をお願いする。なお、具体的な調査の方法等については、追って連絡する。

担当者名 佐々木薬価係長（内線2588）

担当者名 坪倉材料価格係長（内線4159）

6. 薬事工業生産動態統計調査について

現状等

- 薬事工業生産動態統計調査は、医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の生産等の実態を明らかにすることを目的としており、調査結果は広く公表され、行政や企業活動の場で活用されているところである。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 新規で製造販売業許可を取得する業者に対して、本調査の報告義務があることの周知をお願いします。具体的には、業者に製造販売業許可証を発行する際に、厚生労働省から都道府県に提供済みのチラシ「製造販売業許可を取得された皆様へ」の配付をお願いします。
- 調査客体について、医薬品医療機器申請・審査システムの製造販売業許可台帳により管理しているため、新規で製造販売業許可を取得した業者、廃止届出した業者に関する情報は必ず当システムに入力をお願いします。
- 本調査の調査票データを都道府県の統計等に利用する場合は、統計法第33条第1項に基づくデータの二次利用申請が必要。事務手続きに約2ヶ月要するため、遅くともデータ利用開始日の2ヶ月前までには申請書を厚生労働省に提出するようお願いする。

担当者名 清岡調査統計係長（内線 2532）

7. 災害等の発生に備えた医薬品等の供給、管理等について

現状等

- 昨年においても大雨などの災害による人的・物的被害の発生がみられたが、こうした中、関係都道府県・市町村におかれては、医薬品等の安定供給の確保にご協力をいただき、感謝申し上げます。
- 大規模災害等発生時における医薬品等の安定供給確保のため、都道府県には「厚生労働省防災業務計画」に基づき、有事における医薬品等の調達・供給スキーム、関係者間の連絡体制等を内容とする「医薬品等の供給、管理等のための計画」を備えているところである。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 非常災害時には、当課から都道府県薬務主管課に連絡し、被害状況等の報告を依頼することとしているので、非常災害発生時には、迅速な対応をお願いします。

※ 非常災害とは、東京 23 区内・震度 5 強以上、その他の地域・震度 6 弱以上等を目安とする（厚生労働省防災業務計画より）。

- 首都直下地震や南海トラフ地震への様々な対策が呼びかけられていることも踏まえ、今後も、有事の際に効果的な対応ができるよう適宜計画や医薬品の備蓄状況等の再点検を行っていただくとともに、引き続き医薬品等の調達・供給スキーム等について、平時より医師会や薬剤師会、医薬品卸業協同組合などの地域の関係団体等と情報・認識の共有を図られるようお願いする。
- 令和 5 年 11 月 8 日に「災害時に必要な医薬品等の確保について（周知）」の事務連絡を発出しており、引き続き、糖尿病患者に対するインスリン製剤（接種に必要な注射針等を含む。）、抗てんかん薬については、外科系措置用の医薬品等（災害から 3 日程度の間に必要なもの）と同様に取り扱っていただくとともに、令和 6 年 5 月に適正な数量のインスリン製剤を備蓄するにあたって有用な情報と考えられる統計データ（「各都道府県における糖尿病患者数」、「各都道府県における糖尿病患者のうちインスリン治療が実施されている者の割合」）について周知しており、地域の実情に応じてインスリン製剤の備蓄を進めていただくよう、お願いする。

担当者名 寺島係長（内線8209）

8. 個人防護具の備蓄等について

現状等

- 新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び同計画ガイドラインでは、コロナの反省を踏まえ、有事の際に医療機関で個人防護具が不足しないよう定量的な備蓄水準を定め、平時から国、都道府県及び協定締結医療機関による備蓄体制を構築しているところである。
- 各都道府県におかれては、備蓄水準に基づいた計画的な備蓄、国備蓄物資の医療機関への配布に関するとりまとめ等に御協力いただき、大変感謝申し上げます。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 都道府県における備蓄については、各都道府県管内の協定締結医療機関の備蓄量（

1か月分まで)と合わせて備蓄水準に達するようにお願いしており、備蓄水準に達していない場合には令和7年度から4年間で備蓄水準に達するようお願いしている。

- また、既に協定締結医療機関の備蓄量(1か月分まで)のみで、備蓄水準を超えている都道府県においては、協定を締結していない医療機関等へ対応するために、少なくとも各都道府県の備蓄水準の15%の備蓄をお願いしている。
- 令和8年度に関しては、令和7年度分と合わせて、少なくとも各都道府県の備蓄水準の15%の4分の2に当たる量を各都道府県にて備蓄いただき、協定締結医療機関の備蓄を合わせてもなお備蓄水準に達しない場合は、その差分も合わせて備蓄いただきたい。
- なお、担当部署が薬務課や感染症対策課など、複数部署にまたがる都道府県におかれては、個人防護具の備蓄に関する情報が漏れなく共有されるよう部署間で連携いただくとともに、これからも厚生労働省の窓口である医療用物資等確保対策推進室と密に連携させていただきたい。

担当者名 若林室長補佐(内線8116)